

安中市土砂等による埋立て等の 規制に関する条例のあらまし

(平成28年1月1日施行)

(令和7年10月1日改正)

○有害な物質で汚染されている土砂等による埋立て等を禁止します。

○土砂等埋立等区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満の埋立て等を行うときは原則として市長の許可が必要です。

○宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の許可を受けた土砂等による埋立て等は許可申請が不要となります。
ただし、土砂等の搬入前に届出が必要です。

◇用語の意味

「土砂等」

「埋立て等」

「小規模特定事業」

土砂および土砂に混入し、又は付着した物
埋立て、盛土その他の土砂等の堆積

土砂等による埋立て等を行う区域以外の場所
から排出され、又は採取された土砂等による
埋立て等を行う事業であって、土砂等埋立等
区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満
であるものをいう。

1. 条例制定の目的

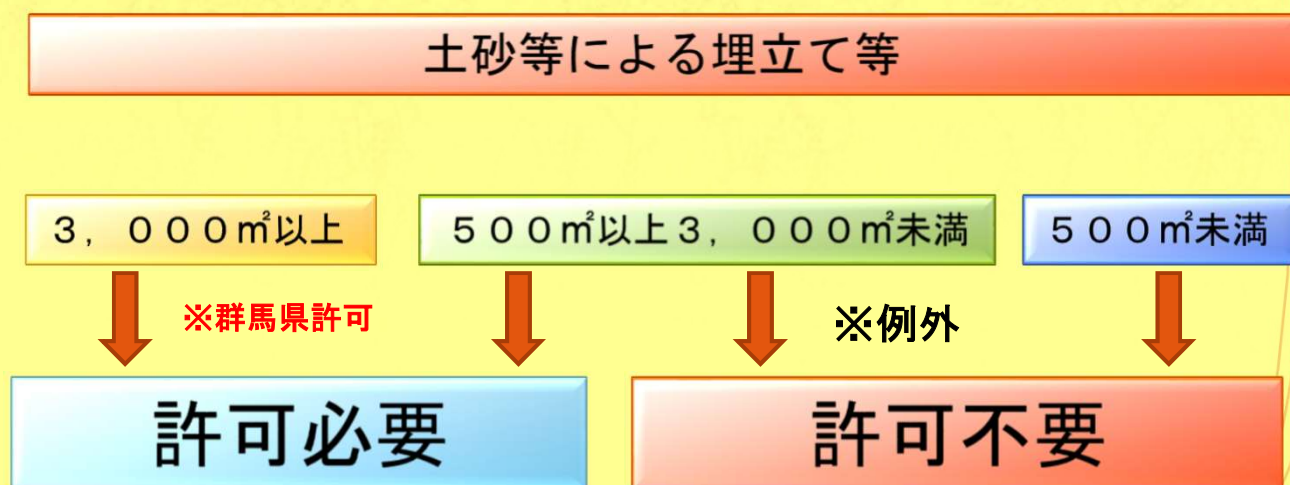
安中市では、有害物質を含有する埋め立て等の排除、無秩序な土砂等の埋立て等による災害を防止し、生活環境を保全するため土砂等による埋立て等を規制する条例を制定しました。

2. 禁止される埋立て等とは

土壌基準に適合していない土砂等による埋立て等を行ってははいけません。なお、「土壌基準」とは、環境基本法で定められている土壌の汚染に係る環境基準であり、有害な29項目の物質の濃度の基準です。

3. 許可が必要な埋立て等とは？

小規模特定事業を行おうとする事業者は、小規模特定事業を行おうとする区域ごとに、原則として市長の許可を受けなければなりません。



※例外的に許可が不要なもの

- 宅地造成、その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され又は採取された土砂等によるもの
- 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が行う土砂等による埋立て（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）
- 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの
- この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
- 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
- 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土砂等による埋立て等
- 主として自己の居住の用に供する住宅の建築のために行う土砂等による埋立て等
- 主として住宅の用に供する土地の開発のために行う土砂等による埋立て等
（届出を行った土砂等による埋立て等に限る。届出が無い場合は許可が必要となります。）

4. 小規模特定事業の手続きの流れ

許可申請

所定の申請書に関係書類を添付して提出して下さい。
(正本1部 副本9部)
許可申請 30,000円 (変更許可 20,000円)



審査

施工計画が技術上の基準に適合しているか確認し、必要に応じ修正を求めます。



許可

許可基準に適合しているときは、許可をします。
なお、生活環境保全、災害防止の見地から、許可に条件を付し、および条件を変更することがあります。



事業開始

事業開始後は以下の手続きが必要です。



【標識の掲示】

公衆の見やすい場所に小規模特定事業である旨の標識を掲示する。

【土砂等の搬入の事前届出】

土砂等を搬入する際は、①排出場所ごとに、および②同一の排出場所から搬入する量が5,000m³を超えるごとに、搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出る。

届出には土砂等の排出元証明書および土壌検査証明書を添付する。

【車両の表示】

土砂等を搬入する車両には、その旨を表示し、または表示させるよう努める。

【帳簿の記載】

搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3か月ごとに市長に報告する。

【土壌検査・水質検査の実施】

6か月ごとに、または搬入された土砂等の量が5,000m³を超えるごとに土壌検査を実施し、排水水がある場合はその水質検査も実施し、検査実施後1か月以内に市長に結果を報告する。

(検体試料の採取には市の担当職員が立ち会う。)

【変更許可申請・軽微変更届】

事業内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、変更許可を申請する。軽微な変更を行ったときは、14日以内に市長に届け出る。

事業完了

事業を完了し、又は廃止したときは、10日以内に市長に届け出て下さい。市の担当職員が現地を調査し、施工計画に適合しているかなどを確認し、その結果を通知します。

5. 土砂等を排出する事業者の方へ

土壌の汚染を生じさせるおそれがある場合には、汚染の拡散を防止しなければならないことはもとより、排出する土砂等による埋立て等が適正に行われるように、埋立て等を行う事業者に協力して下さい。

6. 土地所有者の方へ

埋立て等を行う事業者に自身の土地を提供するときは、土壌の汚染や災害を生じさせるおそれがないことを十分に確認した後に提供して下さい。また、埋立て等の状況を十分に把握し、異状や不審な点に気づいたら、直ちに市に通報して下さい。

7. 小規模特定事業の許可を取り消すことがあります。

- 市の措置命令などに違反した場合
- 偽り等により許可、変更許可を受けた場合
- 暴力団関係者などの欠格事由に該当した場合
- 変更許可を受けずに変更した場合
- 搬入禁止命令に違反した場合
- 必要な届出や報告などをしない場合
- 改善命令や措置命令などに違反した場合

8. 刑罰が科されることがあります。

- 措置命令違反、許可違反、変更許可違反
→ 2年以下の拘禁または100万円以下の罰金
- 土砂等搬入禁止命令違反、改善命令（停止）違反
→ 1年以下の拘禁または100万円以下の罰金
- 事前届出義務違反、地位承継届出義務違反、帳簿記載義務違反、
帳簿の記載内容報告義務違反、土壌検査結果の報告義務違反、
汚染された土壌等の報告義務違反、土砂等の埋立て等の状況報告義務違反、
土砂等の埋立て等の状況に係る質問検査対応義務違反
→ 50万円以下の罰金
- 許可内容の軽微変更届出義務違反、小規模特定事業完了等の届出義務違反、
書類・図面保存義務違反
→ 30万円以下の罰金

申請書・届出書提出窓口

安中市役所 市民環境部 環境政策課

〒379-0133

住 所 群馬県安中市原市65番地

電 話 027-382-1111（代）